

災H1904_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	差出（編著）	宛先	形態	数量	和暦	作業備考	備考
1	「大様関係」（ペン書貼題僉）中條 「御八講当番諸調頭差状他9通」			軸装	1			旧栖吉村谷内中川氏伝来、 享保15、明和元、文化13、 天保9、近世期、4回頭人を 奉仕すること。星山貢『蔵 王権現及王神史』にみゆ。 寛政2の権左衛門も同氏か。 元来は「中條差文」と上書 された包装紙が附属。
1①	中條御八講当番諸調頭差定	催促38所、院主大 法師、又蔵大行事、 別当	谷内村、五郎 左衛門	一紙	1	天保9年戌霜月八日		①～⑤まで同文、明年の諸 調之頭のうち第二日中中條 （殿）分
1②	中條御八講当番諸調頭差定	催促38所、院主大 法師、又蔵大行事、 別当	谷内村、五左 衛門	一紙	1	文化13年丙子霜月8日		
1③	中條御八講当番諸調頭差定	催促38所、院主大 法師、又蔵大行事、 別当	谷内村、権左 衛門	一紙	1	寛政2年庚戌霜月8日		
1④	中條御八講当番諸調頭差定	催促38所、院主大 法師、又蔵大行事、 別当	谷内村、五左 衛門	一紙	1	明和元甲申年霜月8日		破損あり
1⑤	中條御八講当番諸調頭差定	催促38所、院主大 法師、又蔵大行事、 別当	谷内村、五左 衛門	一紙	1	享保十五庚戌歳霜月八日		
1⑥	御守ほか役附			一紙	1	欠年		御守、手替、ひな形、料理 形、盛物方、汁方、喰焚、 膳部方、御給仕方、火焚、 茶番、酒方、水扱、洗方、 小使、元メ方の配役交名。 破損あり
1⑦	十一月十二日献立			一紙	1	寛政二年（異筆）		皿、汁、香の物、坪、（引 而）平、猪口、御酒肴、口 取、立羽、御吸物餅、小 皿、汁、猪口、御酒肴、 盃、取肴の明細

災H1904_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	差出（編著）	宛先	形態	数量	和暦	作業備考	備考
1⑧	（湯立釜火焚ほか）役附			一紙	1	（欠年）		湯立釜火焚、元方随役、料理方、めし焚、御膳部方（盛方共二）、洗方、茶番方、火焚、明キ手の配役交名。
1⑨	（御守ほか）役割人別	上組谷内村 五郎左衛門		一紙	1	亥十一月六日		御守、ひな形、元方、御給仕、御料理方、膳部方、御飯焚、小使洗方、御酒番、御茶番の配役交名。
2	地價取調帳 越後国古志郡谷内村	越後国古志郡谷内村 地主総代 佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙綴 （縦帳）	1	明治十八年三月三日 九刻		明治20年4月20日付け戸長内山政治奥書あり。3の朱書訂正部分を反映する。本文は全1筆。次号貼紙訂更後の浄書。罫紙・筆蹟からみて、3の署名差出年月日。宛先・奥書を記した最終の一丁部を転用と判断。
3	地價取調帳 越後国古志郡谷内村	越後国古志郡谷内村 地主総代 佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙綴 （縦帳）	1	（明治廿年四月廿日以前）		奥書あり（今般改租帳圖と實地對照之儀、御達之處、当村は再調内願仕り、御内許ヲ得、各地主立會精密取調べ進達）朱書、貼札、改訂記事あり。糊離れのため、一部の貼紙欠落するもほぼ前号により復元可能。その後の持主の変更あり。虫損あり。
4	地價名寄帳 大字谷内惣代	（大字谷内惣代）		罫紙綴 （縦帳）	1	明治三十八年七月		奥に祭典費割地價調、水費、割地價調を記す。訂正の追記あり。
5	領収書（木瑞・杭木・代金）	中川吉松	谷内惣代 諸橋様	便箋	1	大正貳年八月壹日		カーボン紙謄写による。紙背に下半期積立金分勘定書ほか墨書あり。

災H1904_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	差出（編著）	宛先	形態	数量	和暦	作業備考	備考
6	〔長倉村外十三ヶ村 戸長役場送附書〕（再丈量内願書御指令御下附につき）	長倉村外十三ヶ村戸長役場	谷内惣代 諸橋雄作殿	罫紙	1	明治廿年五月三日		「古志郡長倉村外十三ヶ村戸長役場印」割印あり。綴穴あり。
7	野取繪圖帳 古志郡谷内村	古志郡谷内村 地主惣代 中川與一郎ほか2名 同村戸長内山政治	新潟県知事篠崎五郎殿	綴（縦帳）	1	明治十九年十月		表紙鉛筆書「改済」と追記。（朱印）「古志郡長倉村戸長役場印」押切印あり。（地主惣代）「もろはし」朱印ある貼紙、追紙あり。中川與一郎家督相続により、健吉貼紙に「中川健吉」朱印あり。
8	明治廿一年四月調旧反別地價地租寄付帳	古志郡谷内村地主惣代 中川健吉・諸橋雄作 戸長 内山政治	古志郡長 稲垣林四郎殿	罫紙綴（縦帳）	1	明治廿一年六月十九日		「もろはし」朱印ある貼紙あり。奥に郡長宛 本村地内反別地價地租合計御証明書あり。戸長願書あり。戸長捺印なし。綴穴あり。
9	明治十九年八月（地目）正誤引直シ願（字向谷内内、埋葬墓地分）	古志郡野崎村地主春日靈巖 谷内村惣代 中川健吉・諸橋雄作 戸長 内山政治	新潟県知事篠崎五郎殿	罫紙綴（縦帳）	1	明治十九年八月十五日		朱印記事あり。明治八年地租改正の際。誤解上より埋葬墓地を民間地第一種へ編入のところ同第二種へ訂正
10	地目違訂正願一筆限表、古志郡谷内村（字向谷内、畑・墓地分）	地主総代 諸橋雄作、同村戸長 内山政治	新潟県知事篠崎五郎殿	罫紙	1	明治十九年八月十五日		朱書記事あり、
11	〔地目違毎筆実地丈量圖〕（字向谷内、畑・墓地分）	古志郡野崎村地主春日靈巖 谷内村惣代 中川健吉・諸橋雄作	新潟県知事篠崎五郎殿	綴	1	明治十九年八月十五日		古志郡長倉外十三ヶ村戸長内山政治 奥印あり。「もろはし」朱印ある貼紙あり。
12	〔地目違毎筆実地丈量圖〕（字向谷内、畑・墓地分）	古志郡野崎村地主春日靈巖 同村地主総代 諸橋雄作 同村戸長 内山政治	新潟県知事篠崎五郎殿	一紙	1	明治十九年八月十五日		
13	古志郡谷内村地位等級表	（古志郡谷内村）右村総代 諸橋雄作		罫紙	1	明治二十一年四月七日		もろはし」朱印ある貼紙あり。朱書記事あり

災H1904_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	差出（編著）	宛先	形態	数量	和暦	作業備考	備考
14	地價総計帳 越後国古志郡谷内村	（越後国古志郡谷内村）右村地主総代 佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙綴（縦帳）	1	明治廿年四月十日		明治廿年四月十日付、戸長内山政治 奥書あり（捺印なし）18年4月番外御諭達ニ基キ本村耕地再丈量地位再評之儀。御内許ヲ得、每地之等級ヲ正ス。「もろはし」朱印ある貼紙あり。朱書記事あり。表紙鉛筆書「改済」と追記。綴穴あり。虫損。
15	総計地價仕譯書。越後国古志郡谷内村	（谷内村）右村総代 佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙綴（縦帳）	1	明治廿年四月廿日		戸長内山政治奥印あり。「もろはし」朱印ある貼紙あり。朱印「古志郡長倉村外十三ヶ村戸長役場印」押切印あり。表紙鉛筆書「改済」と追記。綴穴あり。
16	割地更正・地位再評 実地御検査之義 二付願 古志郡谷内村	（古志郡谷内村）右村地主惣代中川健吉・諸橋雄作	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙	1	明治廿一年八月三日		明治廿一年八月三日付、戸長内山政治 奥印あり。長倉村外十三ヶ村戸長役場印」割印あり。従来割地慣行墨守し、実地と帳面と齟齬のところ、明治18年4月番外御諭達により内願、同20年4月8日御聴許につき、地盤割替各自所有を確定。
17	〔新潟県允可書（書面地位等級反別地 價地租及所有者確定ノ義）〕	新潟県知事 篠崎五郎殿		罫紙 新潟県用箋	1	明治廿二年一月廿七日		「契」朱印で前号と押切印。朱印「郡役所經由」、取扱吏員印。欄外にあり。
18	〔地目變換二付実地丈量圖〕（谷内村 字向谷内、宅地分）	古志郡野崎村地主春日靈嚴、戸長櫻井慎三郎	新潟県令永山 盛輝殿	一紙	1	明治十七年九月		戸長印なし。
19	古志郡谷内村地引繪圖寫（字向内、地 目變換地分）	古志郡野崎村地主春日靈嚴		一紙	1	明治十七年九月		宅地に變換分を明示。

災H1904_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	差出（編著）	宛先	形態	数量	和暦	作業備考	備考
20	地目変換届（谷内村字向谷内、畑宅地成分）	古志郡野崎村地主春日靈巖、戸長櫻井慎三郎	新潟県令永山盛輝殿	罫紙	1	明治十七年九月		戸長印なし。朱書記事あり。
21	地目変換地価修正一筆限表、古志郡谷内村（字向谷内、畑・畑宅地成分）	古志郡野崎村地主春日靈巖、戸長櫻井慎三郎	新潟県令永山盛輝殿	罫紙	1	明治十七年九月		戸長印なし。朱書記事あり。
22	沿革地図 越後国古志郡谷内村（宮路村畑誤謬分）	右宮路村地主阿部安蔵ほか地主惣代2名、戸長、谷内村地主総代中川健吉・諸橋雄作、戸長内山政治	新潟県知事篠崎五郎殿	一紙	1	明治廿年三月		捺印なし。
23	誤謬地引直之義、奉内願候事（谷内村地所を宮路村地籍と誤る畑分、実地御検査のうえ編入を）	古志郡右宮路村地主阿部安蔵ほか同村地主総代2名、戸長近藤新三郎、谷内村地主総代中川健吉・諸橋雄作、戸長内山政治	新潟県知事篠崎五郎殿	罫紙綴	1	明治廿年三月		捺印なし。明治19年4月番外諭達により帳簿図面と実地対照のところ明治8年地租改正の際、谷内村地所を宮路村地籍とし、谷内村地籍は落地となる。
24	〔地目変換二付、実地丈量図〕（字向谷内宅地分）	古志郡野崎村地主春日靈巖、戸長櫻井慎三郎	新潟県令永山盛輝殿	一紙	1	明治十七年九月		18と同文同図なれど戸長印あり。
25	古志郡谷内村地引絵図（字向谷内、地目変換地分）	古志郡野崎村地主春日靈巖、戸長櫻井慎三郎		一紙	1	明治十七年九月		宅地に変換分を明示。19と同図なれど奥印あり。
26	地目変換届（谷内村字向谷内、畑宅地成分）	古志郡野崎村地主春日靈巖、戸長櫻井慎三郎		罫紙	1	（明治十七年九月）		20と同文なれど戸長印あり。
27	地目変換地価修正一筆限表、古志郡谷内村	古志郡野崎村地主春日靈巖、戸長櫻井慎三郎	新潟県令永山盛輝殿	罫紙	1	明治十七年九月		「近藤」朱印ある貼紙あり。21と同文なれど戸長印あり。
28	〔新潟県令指令書（変換地届出之分、明治十八年より地券、地価修正書換之義、郡役所へ申出よ）	新潟県知事 篠崎五郎殿	古志郡谷内村	罫紙、新潟県用箋に木版刷文面	1	明治十八年十二月廿七日		「新潟県収税課」朱印で前号と押切印。取扱吏員印、欄外にあり。

災H1904_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	差出（編著）	宛先	形態	数量	和暦	作業備考	備考
29	割地ヲ名持ニ引直シニ付、訂正之義奉内願候	（古志郡谷内村）右村地主惣代諸橋伊吉ほか4名	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙綴	1	明治十九年八月廿四日		明治十八年四月七日付番外諭達による。明治十九年八月二四日付、長倉村外一三ヶ村戸長内山政治奥印あり。朱印「古志郡長倉外十三ヶ村戸長役場印」・「諸橋雄作」押切印あり。
30	契約書（此際地主一同割地ヲ定持ニ内願イシタシ御許可之上ハ永遠ノ所有ヲ確定スル方法）	谷内村中川與一郎ほか9ヶ町村地主・地主惣代32名		罫紙綴	1	明治十九年八月		印紙貼付。朱印「古志郡長倉外十三ヶ村戸長役場印」・「諸橋雄作」押切印あり。従前割地九軒半、二年毎交換の旧慣を墨守し、明治十七年三月十五日地租條例あれど更正之機を失うという。
31	〔県知事指令書（願之趣、特別之詮議ヲ以テ聴許ス）	新潟県知事 篠崎五郎殿		罫綴	1	明治二十年四年八月		欄外朱印「阿部」、契印を擦し29・30と合綴。全文朱書。
32	〔地目変換地野取絵図面、（谷内村字西原・向谷内）〕	古志郡谷内村地主総代中川與一郎・中川甚太郎・佐藤二平次、戸長内山政治		一紙	1	明治十九年十月		綴穴あり。宅地付近。
33	〔地目変換地野取絵図面（谷内村字西原、野畑成）〕	古志郡谷内村地主総代佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作、戸長内山政治		一紙	1	明治十九年十月七日		綴穴あり。宅地付近。
34	地目変換届（谷内村字西原、畑宅地成分）	古志郡谷内村地主総代佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作、戸長内山政治		罫綴	1	明治十九年十月十日		綴穴あり。
35	地目変換地価修正一筆限表、古志郡谷内村（字西原、野畑成）	古志郡谷内村地主総代佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作、戸長内山政治		罫綴	1	明治十九年十月十日		綴穴あり。

災H1904_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	差出（編著）	宛先	形態	数量	和暦	作業備考	備考
36	野取絵図帳（地目変換二付）古志郡谷内村（字西原・向谷内、田10筆）	古志郡谷内村地主惣代佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作、戸長内山政治		綴	1	明治十九年七月		朱印「もろはし」とある貼紙あり。綴穴あり。
37	野取絵図帳（地目変換二付）古志郡谷内村字西原・向谷内、畑8筆、田、宅地2筆）	古志郡谷内村地主惣代中川與一郎・中川甚太郎・佐藤二平次、戸長内山政治	新潟県知事 篠崎五郎殿	綴	1	（記入なし）		朱印「古志郡長倉村外十三ヶ村戸長役場印」押切印あり。貼紙あり。綴穴あり。
38	地目変換届（谷内村字西原・向谷内、畑田成8筆、林宅地成・畑宅地成）	古志郡谷内村地主惣代中川與一郎・中川甚太郎・佐藤二平次、戸長内山政治	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙綴	1	明治十九年十月		朱印「古志郡長倉村外十三ヶ村戸長役場印」押切印あり。貼紙あり。綴穴あり。
39	地目変換地価修正一筆限表、古志郡谷内村（字西原・向谷内・深谷、畑田成10筆）	古志郡谷内村地主惣代中川與一郎・中川甚太郎、長岡町地主若杉権一、谷内村戸長内山政治	新潟県令殿	罫紙綴	1	明治十九年七月		朱印「古志郡長倉村外十三ヶ村戸長役場印」押切印あり。貼紙あり。綴穴あり。
40	〔地目変換地価修正一筆限表（谷内村宅西原・向谷内、畑田成・畑宅地成・林宅地成）〕（以上合綴「明治十九年丙戌十月変換地調谷内村」のうち）	古志郡谷内村地主惣代中川與一郎・中川甚太郎・佐藤二平次、戸長内山政治	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙綴	1	明治十九年十月		欄外墨守書「初メ」。朱印「古志郡長倉村外十三ヶ村役場印」押切印あり。貼紙あり。綴穴あり。
41	野取絵図帳（地目変換二付）（字谷沢・向谷内・西原、田8筆・宅地）古志郡	古志郡谷内村地主惣代中川與一郎・中川甚太郎・佐藤二平次、戸長内山政治	新潟県知事 篠崎五郎殿	綴	1	明治十九年十月		表紙肩鉛筆書「メ改済」と追記。「もろはし」朱印ある貼紙あり。「古志郡長倉村外十三ヶ村戸長役場印」押切印あり。綴穴あり。
42	開墾地地価取調一筆限表、古志郡谷内村	古志郡谷内村地主惣代佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙綴	1	明治十九年十月十日		戸長内山政治奥印あり。「もろはし」朱印ある貼紙あり。朱印「古志郡長倉村外十三ヶ村戸長役場印」押切印あり。欄外鉛筆書「改済」と追記。綴穴あり。
43	地目変換地価修正一筆元限表、古志郡谷内村	古志郡谷内村地主惣代佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙綴	1	明治十九年十月廿五日		明治十九年十月廿五日付、長倉村外十三ヶ村戸長、内山政治奥印あり。「もろはし」朱印ある貼紙あり。古志郡長倉村外十三ヶ村役場印」押切印あり。綴穴あり。

災H1904_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	差出（編著）	宛先	形態	数量	和暦	作業備考	備考
44	誤謬地引直之義、奉内願候事（宮路村字西原、畑を谷内村地籍に御編入を）	古志郡右宮路村地主阿部安蔵、同村地主総代菊池幸次郎ほか1名、宮路村戸長近藤新三郎、谷内村地主総代中川健吉・諸橋雄作、戸長内山政治	新潟県知事篠崎五郎殿	罫紙紙	1	明治廿年三月二十二日		「もろはし」朱印ある貼紙あり。「古志郡外十三ヶ村戸長役場印」押印あり。欄外鉛筆書「改済」と追記。
45	〔誤謬地籍沿革地図（宮内村誤謬、谷内村字西原、畑）〕	宮路村地主阿部安蔵、地主総代菊池幸次郎ほか1名、戸長近藤新三郎、谷内村地主総代中川健吉・諸橋雄作、戸長内山政治	新潟県知事篠崎五郎殿	一紙	1	明治廿年三月二十二日		
46	〔地目誤謬地處実地丈量図（谷内村字西原、畑）〕	古志郡谷内村地主惣代佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作、同村戸長内山政治（印なし）	新潟県知事篠崎五郎殿	一紙	1	明治十九年十月十日		「もろはし」朱印ある貼紙あり。綴穴あり。
47	落地発見地籍編入之儀奉内願候事（谷内村字西原、畑）	右村地主佐藤弥平次、隣地主5名、地主総代中川健吉・諸橋雄作	新潟県知事篠崎五郎殿	罫紙綴	1	明治十九年八月廿七日		明治十九年八月廿七日付、長倉村外一三ヶ村戸長、内山政治奥印あり。「もろはし」朱印ある貼紙あり。欄外鉛筆書「改済」と追記。
48	〔落地発見実地丈量図（谷内村字西原、畑）〕	古志郡谷内村持主佐藤弥平次、隣地主5名、右村総代中川健吉・諸橋雄作	新潟県知事篠崎五郎殿	一紙	1	明治十九年八月廿七日		明治十九年八月廿七日付、右戸長内山政治奥印あり。
49	落地発見地籍沿革地図（谷内村字西原、畑）	右村地主総代中川健吉・諸橋雄作 戸長内山政治	新潟県知事篠崎五郎殿	一紙	1通	明治19年8月27日		
50	〔中貴村大字谷内地内川崎村持用水溜定杭立会取極交書〕	川崎村惣代島岡六蔵他2名 中貴村大字谷内惣代諸橋伊吉他2名		罫紙綴	1通	明治28年6月29日		証券印紙貼付

災H1904_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	差出（編著）	宛先	形態	数量	和暦	作業備考	備考
51	用水費取調書（道正江筋外九江筋修補費）	中貫村大字谷内惣代 中川健吉・諸橋雄作	古志郡宮地佐之助殿	罫紙一枚	合綴	明治28年11月		
52	中貫村大字谷内略図（道正江、古川江、日割田江、前川江、江舟田江、欠之下江、大坪江、コガラス江、江端江、弥蔵江）	惣代中川健吉・諸橋雄作		一紙	1通	明治28年11月		江筋を青灰色で示すにとどまる。
53	約定交換之証（谷内村地内の川崎村用水溜、今般民有地第二種へ引き直しの件・水道底樋伏替の件）	古志郡川崎村地主惣代高野市太郎・星野傳左衛門、戸長星野兵次郎、谷内村地主惣代諸橋弥惣七・諸橋雄作、戸長木村京次郎		證券界紙綴	1通	明治16年10月		戸長星野兵次郎・地主惣代高野市太郎両朱印で押切印あり。挿入記事に高野朱印あり。
54	大正第四年ヨリ 基本金増殖明細録 大字谷内	大字谷内		罫紙綴 縦帳	1通	大正第4年ヨリ		大正3年末現在高より大正7年12月末日現在高まで各年書き継ぎ、そこへ昭和3年祭礼賽銭を書き足す。
55	自家用料酒醸造鑑札御証印願	（中貫村）大字谷内一番戸諸橋傳八他8名	古志郡長土橋多四郎殿	罫紙綴	1	明治22年9月30日		大字谷内の製造人は全9名。明治22年9月30日付、中貫村長水澤豊太奥書あり。
56	明治22年度自家用料酒類製造石高御届 古志郡中貫村大字谷内	諸橋傳八他8名	古志郡長土橋多四郎殿	罫紙綴	1	明治22年9月30日		中貫村長水澤豊太奥書あり 全て濁酒
57	契約書（今般地主一同協議ヲ遂ヶ割地ヲ定持トシタルハ永遠の所有ヲ額定スル方法）	古志郡谷内村中川健吉他10名		罫紙綴	1	明治20年3月29日		印紙貼付。朱印「中川健吉」「諸橋勇作」押切印あり。九軒前、2ヶ年毎交換の割地旧慣あり。
58	明治三十年三月調 銘々地租名寄帳、 外祭典費課賦地債調 大字谷内惣代	大字谷内惣代		罫紙綴	1	明治30年3月調		朱印「もろはし」を書く地租額の末に捺す。その上に貼紙ある箇所あり。抹消墨引追記あり。川崎村溜敷相当地租6円。中川健吉、佐藤忠蔵、諸橋雄作の順に高額。虫損あり。

災H1904_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	差出（編著）	宛先	形態	数量	和暦	作業備考	備考
59	修正地価帳 越後国古志郡中貫村大字谷内	古志郡中貫村大字谷内地主総代佐藤忠太郎・中川健吉・諸橋雄作	新潟県知事 篠崎五郎殿	罫紙綴 縦帳	1	明治22年9月		明治22年9月中貫村長水澤豊太奥書（捺印なし）年法律第22号に依る修正。朱印「諸橋」とある訂正貼紙朱筆合点、所有者連印、朱書記事各々あり。
60	（大）正第三年三月 銘々地価取調帳（大字谷内惣代）	（大字谷内惣代）		罫紙綴 縦帳	1			表紙こすれによる磨滅あり。本文は全文一筆。欄外書込、朱書訂正あり。欄外墨書・ペン書で所有者の変更記入箇所あり。横折書・便箋による地価筆計算書7枚をはさみこむ。
61	〔土地大量取調者必携〕	編輯人（新潟県）西村一郎 出版人（新潟県）小林二郎		和装綴 活版印刷	1	明治19年7月8日 三版御届（初版は明治19年3月）		題名欠（朱印）「古志郡谷内村総代印、（見返し墨書印）「明治19年9月求之」2色刷、付図は木版4色刷。県布達乙第十号、戸長役場備付諸帳簿様式他論達・心得類と地租条例、地種名称区別
62	優等證（地押調優等ヲ表ス為メ）	新潟県	越後国古志郡谷内村	右版刷 證状	1	明治21年6月20日		紙背朱書「第二区第一四八号（朱印 岡田）」

災H1904_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	差出（編著）	宛先	形態	数量	和暦	作業備考	備考
63	買収令書（栖吉村大字谷田の田畑）	新潟県知事	中川賢介殿	活版刷専用紙	1	昭和22年12月25日		自作農創設特別措置法の規定による。買収の時期は昭和22年10月2日。農地買収計画用紙を付す。土地の明細はカーボン謄写刷。照合点・訂正印あり。63～65まで合綴、白ボール紙表紙「昭和22年農地買収令書・農地買渡通知書」（「入附米徴収額・株式其他有価証券・生命保険・預金記入帳」表紙紙背を転用）
64	買渡通知書（栖吉村大字谷内・中澤の田畑）	新潟県知事	中川賢介殿	活版刷専用紙	1	昭和23年3月31日		自作農創設特別措置法の規定による。農地買収計画用紙を付す。土地の明細はカーボン謄写刷。朱印「栖吉村農地委員会印」割印あり。
65	買収令書（栖吉村大字中沢・谷内の採草地・宅地）	新潟県知事	中川賢介殿	活版刷専用紙	1			自作農創設特別措置法の規定による。買収の時期は昭和24年12月2日。農地買収計画用紙第2号（農地）を付す。土地の明細はカーボン謄写刷。
66 あ	本途仲間米平均帳 谷内村	（谷内村）		横長帳	1	明治19年丙戌12月		補訂あり。

災H1904_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	差出（編著）	宛先	形態	数量	和暦	作業備考	備考
67 い	畦畔歩数取調帳 越後国古志郡谷内村	（越後国古志郡谷内村）右村地主総代佐藤忠太郎他2名、戸長内山政治	新潟県知事 篠崎五郎殿	横長帳	1	明治20年4月		銘々捺印あり。奥に一筆限り実地丈量取調の所、一同調印の上上申とあり。
68 う	畦畔歩数取調帳 貳冊之内第二貳号 越後国古志郡谷内村	（越後国古志郡谷内村）		横長帳	1	明治20年第4月		銘々捺印あり。朱書（地主惣代「もろはし」朱印の貼札あり。虫損
69 え	集會協議留メ帳	（大字谷地）		横長帳	1	昭和23年8月再書（明治27年8月11日徴兵出軍二付贈金控書～昭和24年12月24日自治会総会議事録までの記事		川崎村との交換書写し、談判人名、宿・買物人足への礼金、五人組、陸軍献金、出征兵贈金、戦死者大法会志、主張者・委員惣代の選定、俵約法、盗人に関しての村極、消防組、休日取決め、鎮守社祭典、時間励行、凶作時年貢米引下げなど決定。最終は従来一定の宿に限定されたるお祭宿を民主的今日に於て全戸交代制に改める決定他。戦中より主に惣代・常会長のち自治会長・農区長ら役員報酬と村普請の人夫賃・用具価格の決議。
70a	〔大正十三年度第二期宅地祖領収書〕	栖吉村収入役竹樋六太郎	谷内代人中川 建造外2人 納	謄写 刷専用紙	1	大正14年1月28日		朱印「新潟県古志郡栖吉村収入役印」割印あり。
71b	〔本村民有地他村境界異論之義ある場合の決議三箇条〕			切紙	1			
72 お	畦畔丈量野取帳 貳冊之内第壹号 越後国古志郡谷内村	（越後国古志郡谷内村）		横長帳	1	明治20年第4月		銘々捺印あり。地主惣代「もろはし」朱印の貼札あり。

災H1904_古志郡谷内村中川家文書

通番	表題	差出（編著）	宛先	形態	数量	和暦	作業備考	備考
73 か	畦畔丈量野取帳 越後国古志郡谷内村	（越後国古志郡谷内村）右村地主総代佐藤忠太郎他2名、戸長内山政治	新潟県知事 篠崎五郎殿	横長帳	1	明治20年4月		銘々捺印あり。奥に一筆限り実地丈量取調の所、一同調印の上上申とあり。
74 A	明治十九年五月調 道川幅土堤敷留谷内村			横長帳	1	明治19年5月調		畑道、田道（ともに四尺の定メ）などの定式。従来田畑道反別記、川江筋反別記を付す。
75 B	明治貳拾三年一月 名寄帳 第〇（四力）号	大字谷内		表紙裏表紙を除き 木版刷専用紙等綴 横半帳大	1	明治23年 1 月		表紙裏表紙ともにこすれによる摩滅あり。字名・番地・地図・等級・所有者・地価金（朱字訂正あり）、地租金（朱字訂正あり）地券書替年月日、事由（相続・買受の別）、変更後の所有者を記入。反別、地価、地租の小計を間に綴ることあり。裏表紙に所有者名列記。〔以上名寄帳、4冊とも共通〕最も新しい書替は明治30年3月8日。